

大学の国際化と地域貢献

point

第2章のポイント

大学は、高度の教育や研究を行うことを通じて、真理の探究を行うとともに、我が国の将来を担う有為な人材の育成や社会への貢献など、様々な役割を果たしてきています。さらに近年では、本格的な知識基盤社会に向かい、大学を取り巻く環境も変化する中で、大学に対する社会からの期待はますます大きくなるとともに、社会や学生のニーズも多様化しています。一方、少子高齢化が進展し我が国の人口が減少局面に入りつつある中、各大学においては個性・特色を一層明確にしていくことが求められています。

特に、グローバル化が大学教育においても急速に進展している中、欧米やアジアを中心に、学生や教員の流動性の高まりや、国際的な競争と協同に関する活発な取組がみられており、我が国の大学の国際化や国際競争力の向上が、極めて重要な課題となっています。

また、地域社会において、大学が地方公共団体や企業などと連携して様々な取組を展開し、地域のニーズを踏まえた教育研究を行っていくことにより、地域の発展に貢献していくことが、大学の果たす社会的貢献の一つとして重要になってきています。

以上のように、高等教育をとりまく環境の変化の中でも、大学の国際化と地域貢献は、大学の持つ機能を高めつつ社会に貢献する上で重要な役割を占めていることから、本章では、この2つについて紹介します。

第1節 大学の国際化

1 大学の国際化の意義

(1) 大学の果たすべき役割と国際化

新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増すいわゆる「知識基盤社会」の到来は、「知の拠点」としての大学の重要性をますます高めています。

グローバル化が進む中で、国の内外から広く研究者・学生が大学に集うことにより、大学の教育研究機能を高めることは、高度な教育研究を行う機関であり時代の求める全人格的教育を行う大学の内在的な要求に応えると同時に、国際社会が直面する課題の解決に大学の創造する知を役立て、世界に貢献することにつながるものであり、このような大学の在り方が21世紀の我が国大学の目指すべき方向性の一つであると考えられます。

新たな知の獲得と継承、発展にはこれに積極的に取り組む教員と継承する学生、そしてそれらを組織的に支えていく大学の姿勢・取組が求められます。経済・社会のグローバル化の進展により、優秀な教員、学生を国境を越えて獲得しようとする動きが強まり、国際的な大学間の競争も指摘されています。海外の有力大学は、教員の3割から4割が外国籍を有し、学生の2割から3割を留学生が占める場合も少なくありません。

我が国においても、国の内外を問わず優秀な学生と教員が集まり、国際的なレベルの教育研究を行うことにより、大学の国際競争力を高めるとともに、国内外の社会に貢献することが求められています。特に我が国は、欧米諸国と比べ、地理的環境や言語の問題などがあるため、大学の国際化を図るための取組をより一層積極的に行うことが重要です。

また、グローバル化の急速な進展は、大学において、国際的に活躍できる能力を身につけた日本人を育成する必要性を以前にも増して高めています。高等教育において、自らの専門性に即した世界に通用する能力を身につけた人材は、国際的な結び付きなしには困難な我が国の繁栄の基盤を担い、国際社会全体の発展にも寄与することが期待されます。

大学による組織的な国際化への取組も重要な課題です。近年、環境問題を始めとする地球規模の課題に対し、「知の拠点」として、大学を挙げて国際的に協働して取り組むため、国際的な大学ネットワークを作る例が見られます。また、グローバル化に対応した人材の育成を、共同して行う人材養成のネットワーク化の動きも強まっています。

高等教育のユニバーサル段階を迎え、大学の機能別分化が進む中、我が国の大学は、教育研究機能の高度化、国際競争力の強化、国内外での社会貢献を図るため、以上のような様々な国際化に向けた取組を組織的、継続的に行っていくことが求められています。

(2) 大学の国際化の現状と課題

①大学の国際化の現状

近年、我が国の大学は、海外の大学等との交流協定数が平成18年度に1万2千件を超え、海外において留学生に対する情報提供や研究の実施を支援する拠点も200を超えたほか、自ら国際的な大学間ネットワークを立ち上げるなど、それぞれの大学の国際化戦略に基づいた積極的な取組を行う例が増えてきています。我が国の大学のうち半数は、大学の総合的な計画の中に国際関係を重要な要素として位置付け、計画的な国際化を図っています。また、例えば国立・私立とも3割程度の大学が、学生が取得すべきTOEICなどの点数について、数値目標を定めています。

留学生の受入れについても平成20年は約12万4千人と過去最高を記録しています。研究者養成を目的とした博士課程などでは、高い水準の教育研究を行うことで国際的な存在感を高め、海外の有力大学との連携が進められている例も見られます。こうした学生の受入ればかりではなく、教員を海外の大学に派遣して、直接学生の指導にあたるとともにカリキュラムづくりなどに協力し、人材の育成に貢献している大学もあります。

また、国際的に学生が自国以外の大学で教育を受ける機会が増加する中で、国際的な大学の質保証が課題となっており、国際機関や地域レベルでの取組も行われています。我が国における大学の質保証システムは、大学設置基準の設定、設置時の認可、設置後の第三者評価である認証評価と大学の自己評価を組み合わせ、世界的に見ても信頼性の高いものですが、国際的な質保証への取組にも積極的に参画することで、安心して留学生の受け入れや派遣ができる環境を整備するとともに、自国の高等教育における質の向上を図ることが期待されます。

②大学の国際化に係る課題

以上のように、留学生受け入れや大学間連携は以前より増加していますが、国際的な観点から見ると、我が国が現在受け入れている留学生の割合は全世界の留学生の4%程度であり、米国の20%、欧州各国がそれぞれ10%程度であることと比べて低い水準にあります。また、大学の外国人教員の割合も我が国は5%程度であり欧米諸国に比べて低くなっています。OECD等の統計によれば、海外に留学した日本人学生は、約8万人であり、アジア地域では伸びているものの、米国への留学生数は近年減少しています。

また、留学の結果、外国の大学での単位を国内の大学で認められた学生は年間約3千人であり、海外の大学とのダブル・ディグリー・プログラム^{*1}の教育連携を実施している大学は近年増えつつあるものの、70件程度となっています。

また、諸外国の大学と比較し、我が国の大学は提供する教育プログラムがわかりにくいという指摘もあります。大学教育における「国際競争力」とは、①大学で行われる教育・研究の目的が明確であること、②目的と内容にふさわしい質の教育を提供すること、③授与される学位が国際的な通用性を有すること、と考えられますが、こうした「国際競争力」のかん養が求められます。

このため、各大学においては、大学の教育力を向上するために、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を明確にした上で、体系的な教育課程の編成、単位制度の実質化、教育方法の改善、厳格な成績評価、教員の職能開発などの取組を行うことが重要であり、文部科学省としても、そのような大学の取組を支援することとしています(参照：第2部第3章第1節3)。

各大学においては、こうした点を踏まえ、急速に進むグローバル化に対応して時宜をとらえた大学の個性・特色を生かす国際化への取組が期待されます。また、国においては、大学の機能別分化を踏まえつつ、自主性、自律性を尊重しながら、各大学の国際化への取組を促進していくことが求められます。

2 大学の国際化・国際競争力の向上の新たな潮流

(1) 基本的考え方

各大学が、それぞれの戦略に基づき、国際化に引き続き取り組んでいく際には、国際的通用性を持った教育の実現や、組織的かつ継続性を持った国際的な教育連携活動への取組が重要視されてきています。国際競争力の向上を目指す大学においては、こうした取組に関連して、数値目標の設定も含めて具体的な目標を定め、実現していくことで国際化を着実に進めていくことが期待されます。

^{*1} ダブル・ディグリー・プログラム

複数の大学が、単位互換制度を活用して、学生に複数の学位プログラムを修了させることにより複数の学位を授与する取組のこと。

(2) 国際的通用性を持った教育の実現

国際的通用性を持った教育を提供するためには、教育の質の保証が基盤となります。このため、個々の大学の取組に加え、国全体として厳格な質の保証を通じて通用性を高めていくことが求められます。

我が国の大学の質保証システムについては、現在、中央教育審議会において大学の質の保証の在り方に関し、国際的な通用性を踏まえた検討が進められています。各大学ではこうした議論を踏まえつつ、教育内容の明確化も含めた質の保証への取組が求められます。

大学の国際化の取組として注目すべきものとして、以下のものがあげられます。

①英語による授業のみで学位が取得できるコースの整備

グローバル化の進展に伴い、習得すべき英語の能力を身につけるとともに、留学生が留学しやすい教育環境整備の一環として、英語による授業を実施したり、英語のみで学位を取得できるコースを整備したりする大学が各国で増加しています。

我が国でも、英語による授業のみで卒業できる大学学部数は5大学6学部、また、英語による授業のみで修了できる大学院研究科数は、68大学124研究科(図表1-2-1)と増加してきており、今後も、こうした試みが増えていくことが期待されます。

図表 1-2-1 英語による授業の実施状況

○英語による授業のみで卒業できる大学(学部段階) 5大学6学部

- ・公立 国際教養大学 国際教養学部
- ・私立 東京基督教大学 神学部
- ・私立 上智大学 国際教養学部
- ・私立 早稲田大学 国際教養学部
- ・私立 立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部、アジア太平洋マネジメント学部

○英語による授業のみで修了できる大学(研究科段階) 68大学124研究科 (589大学1, 681研究科のうち)

○英語のみによる授業科目を開設している大学

(学部段階)

平成17年度:176大学(国立42, 公立16, 私立118)

平成18年度:185大学(国立40, 公立19, 私立126)

平成19年度:194大学(国立42, 公立22, 私立130)

(研究科段階)

平成17年度:153大学(国立57, 公立15, 私立81)

平成18年度:158大学(国立61, 公立13, 私立84)

平成19年度:177大学(国立61, 公立18, 私立98)

※「英語のみによる授業科目を開設している大学」とは、学部段階又は研究科段階において、英語教育を主たる目的とするものを除き、英語のみで授業を行う科目を1科目以上開設している大学のことを指す。

○英語教育について大学全体で何らかの達成目標を設定している大学

平成17年度:88大学(国立19, 公立10, 私立59)

平成18年度:99大学(国立20, 公立16, 私立63)

平成19年度:125大学(国立26, 公立16, 私立83)

(出典) 文部科学省調べ

②外国人や海外での経験を有する教員の積極的な採用

グローバル化の進展に伴い、世界の有力な大学では、国籍を問わず、優秀な人材を呼び込む動きが以前にも増して強まっています。また、こうした大学では、国際的な教育・研究面の連携は頻繁に行われており、これに対応する教員も国際的な経験が不可欠なものとなりつつあります。

我が国の大学においても、国際的な教育研究の水準の向上や研究環境の国際化とともに、国際的な経験のある教員の存在が日本人教員への刺激になることや学生の語学力なども含めた能力の向上も期待できることから、語学科目の教員だけでなく、専門科目において優秀な外国人教員や海外で経験を積んだ教員を採用することが期待されます。また、海外での留学や研究の経験を適切に評価することで、日本人研究者、学生の教育・研究への意欲を喚起する効果もあります。

大学によっては、年俸制を導入し、海外の著名な研究者を柔軟な条件で招へいしたり、教員の公募を国際的に行うことが増えています。今後は事務体制の整備や学内文書の英語化などきめ細かな対応により優秀な外国人教員や海外経験を有する教員が大学で活躍できる体制の整備が求められています。

(3) 組織的かつ継続性を持った国際的な教育連携活動

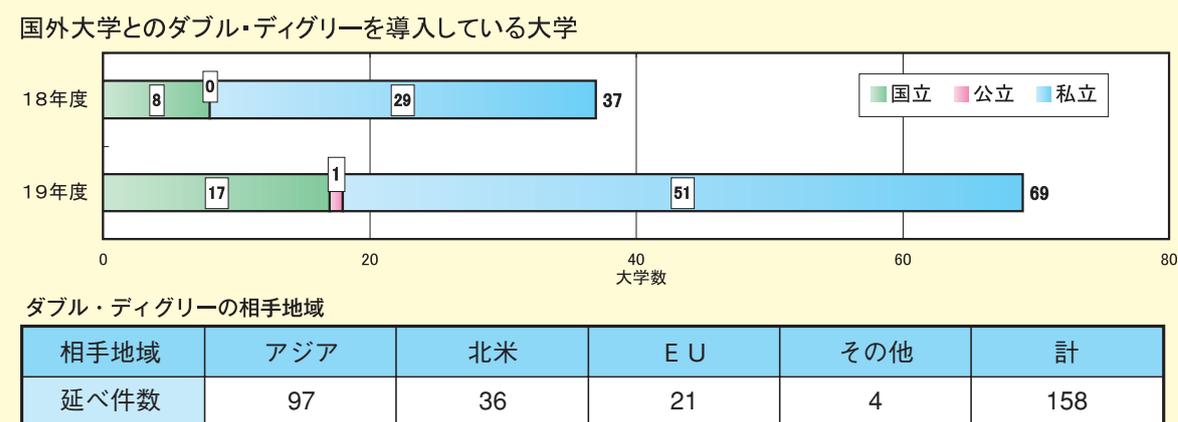
従来型の留学は学生自らが留学先を選び、留学することが一般的でした。これに対し、近年は、大学同士が教育プログラムを調整し、学生に提供する例が増えてきています。こうした大学同士の組織的な連携による教育プログラムは、構築までに時間を要する半面、学生にとっては学修内容が明確で、単位の認定も容易であり、在学期間の短縮化に繋がることに加え、大学としても計画的、継続的な交流が可能になり、質の保証も容易となるなどメリットが大きいことから、ヨーロッパの大学を中心に積極的な関係構築が試みられており、我が国大学においても、今後一層の取組が期待されています。

① ダブル・ディグリー等の導入(図表 1-2-2)

諸外国の大学とカリキュラムを相互に連携させて、双方の大学で一定期間の教育や研究指導を行い、最終的に双方の大学が学位を授与する「ダブル・ディグリー・プログラム」など、他大学との連携を前提とした学修プログラムを導入する大学が増えつつあります(平成19年度:69大学158件が実施)。

こうしたプログラムは、大学にとって、相互の大学の優れた取組の融合による相乗効果が期待できるほか、学生にとっても短期間で複数の学位を取得でき、将来のキャリア形成に資するなど大きな利点があります。今後とも質の保証に留意しながら、積極的な取組が期待されます。

図表 1-2-2 日本の大学のダブル・ディグリー導入状況



(出典) 文部科学省調べ

② 国際的な大学ネットワークの形成

近年、教育・研究上の課題に協働して取り組むため、大学間の国内外の複数の大学が共同体を形成し、協定に基づいて大学間の連携・交流を行う、コンソーシアム方式の大学間の連携・交流やネットワークの形成が進められています。我が国の大学においても、自らリーダーシップをとってコンソーシアムを構築したり、魅力的な教育プログラムを開発・提供して既存の枠組みに参加するなど、戦略的な国際連携を進める動きが高まっています。

③ 海外での学修体験の促進(図表 1-2-3)

グローバルな社会で活躍できる人材を育成する観点から、多くの日本人学生が留学を始めとして海外において学修する経験を得ることは非常に重要です。欧州ではエラスムス計画^{*2}により学生や研究者の流動性の向上が図られており、米国でも卒業までに海外での教育・研修機会を義務づける大学も出ています。我が国においても、一部の大学では、学部段階の一定期間、海外留学を義務

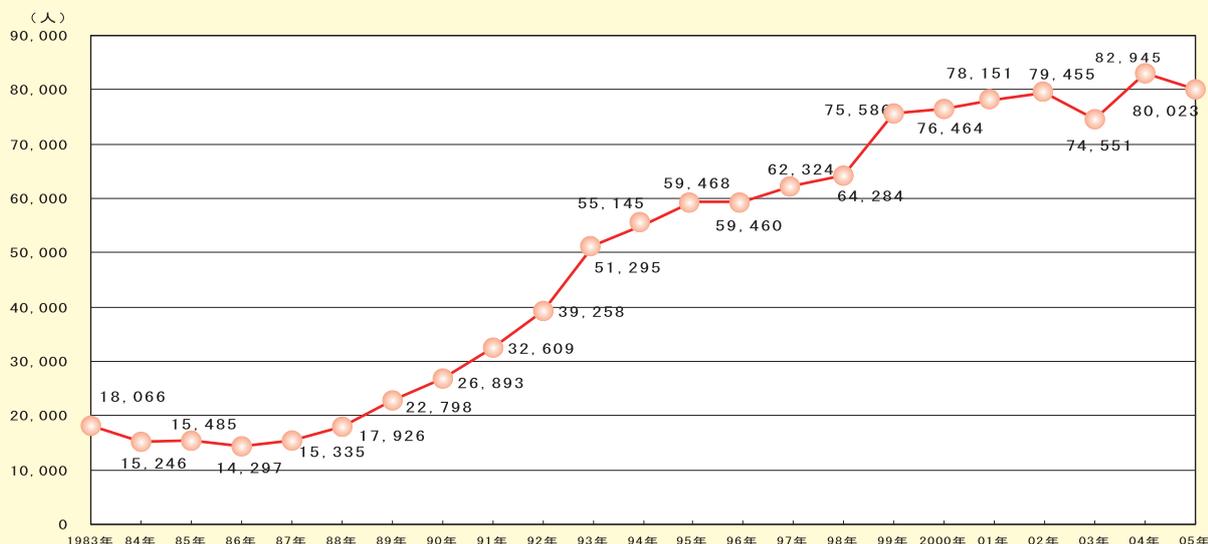
*2 エラスムス計画 (The European Community Action Scheme for Mobility of University Students : ERASMUS)

各種の人材養成計画、科学技術分野における EU 加盟国間の人物交流協力計画の一つ。大学間交流協定等による協同教育プログラムを積み重ねることにより、ヨーロッパ大学間ネットワークを構築し、EU 加盟国間の学生や教員の流動性を高めようとする計画。

づけるという取組を行っています。

こうした海外での学修体験を促進するには、学生の負担軽減と教育の質の保証の観点から、交換留学形態での実施や双方の大学におけるカリキュラム上の調整が行われることが望ましく、履修単位としても積極的に認定されることが重要です。

図表 1-2-3 日本人の海外留学者数の推移



出典：OECD「図表で見る教育（2008年度版）」等

④海外キャンパスの展開

大学が自ら海外キャンパスを設置したり、海外で本国と同様の学位取得プログラムを展開するオフショア・プログラムは、現在、米国やオーストラリアなどの大学で多く取組が見られます。文部科学省は、我が国の大学が外国において学部、研究科、学科などの組織を置いて教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたものについて、我が国の大学の一部(海外校)と位置付けることを可能とするための制度を整備しました。今後、各大学がこの制度を活用し、積極的な国際展開が図られることが期待されます。

(4)国境を越えて提供される高等教育への取組

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて提供される高等教育に接する機会が増えてきたことから、高等教育の質の保証が国際的な課題となっています。各国における高等教育の質を保証する制度を前提としながら、高等教育の質と国際的な流動性の向上を図るため、平成17年には「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」が国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)及び経済協力開発機構(OECD)において策定されたほか、以下のような国際的な取組が始められています。また、高等教育の質の保証に取り組む各国機関の連携や、欧州においては「欧州高等教育圏」の構築など地域レベルでの連携の動きも見られます。我が国は国際的な質の保証の動きに積極的に参画する中で、国際的な枠組みづくりを主導し、我が国の高等教育機関の質の向上を図っていくこととしています。

① OECDによる高等教育における学習成果の評価への対応

近年の高等教育の拡大や国際化の進展に伴い、高等教育の多様な質を評価することが重要となっています。特に、最近の動向として、いわゆるインプットとしての大学の取組のみならず、大学教育を通じて得られる成果についても、様々な取組が行われています。

こうした中、OECDは、政府や高等教育機関、質保証機関による学習成果の評価方法の改善

に資するため、高等教育における学習成果の評価(AHELO: Assessment of Higher Education Learning Outcomes)についてフィージビリティ・スタディ(実証可能性調査)を行うこととしており、今後、具体的な内容を検討していくこととしています。

この事業は、各国若しくは高等教育機関のランキングを行うことを目指すものではなく、文化や言語が異なる国々や、異なる環境の高等教育機関において、国際的な通用性を持った学習成果の評価が可能かどうか、その実証可能性について試行的に調査を行うものです。

フィージビリティ・スタディにおいては、下記の4つの分野について、学士課程を修了する直前の学生を対象とした調査を行うこととされています。

- ・ 一般的技能・・・批判的思考や、分析的論理づけ能力、問題解決能力などを測定
- ・ 分野別技能・・・工学及び経済学について、知識や技能を測定
- ・ 付加価値・・・卒業後の職業能力や、大学入学時と比較した学力を測ることにより、高等教育機関が与えた付加価値を測定
- ・ 背景情報・・・学生教員比率、図書館蔵書数、カウンセリング体制等の教育環境など、学習成果の評価を間接的に示す指標を測定

我が国としては、既にこの事業に参加することを表明しており、具体的には分野別技能の工学分野について、国内のいくつかの大学を対象としたフィージビリティ・スタディを行うことを予定しています。

②ユネスコ 高等教育機関ポータル

近年、正規の大学等として認められていないにも関わらず、学位授与を標榜し、真正な学位と紛らわしい呼称を供与する者(「ディグリー・ミル」：学位工場の意)が国際的に問題となっています。これに対し、ユネスコは学生の進学先の決定を容易にするとともに、学生を保護することを目的に、国際的な取組として、各国において認定された高等教育機関についての最新かつ正確で包括的な情報提供を図るための国際的な情報ネットワークの構築を図っています。この事業の実施にあたっては、我が国も積極的に貢献してきました。現在は我が国を含む23カ国の情報が試行的に掲載されています(平成21年3月現在)が、今後、このネットワークの運用を拡大することをユネスコで検討しています。

<掲載されている情報>

- ・ 各国において認定された高等教育機関のリスト
- ・ 留学生向けの情報
- ・ 各国の高等教育制度、質保証制度の概要

③外国大学日本校の指定

文部科学省では、外国の学校教育制度における教育機関の一部と位置づけられている外国大学日本校を、当該国大使館などを通じて確認の上、「外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設」(通称、外国大学日本校)として指定しています。指定を受けることにより、課程修了者への我が国の大学院等への入学資格の付与や、修得した単位について我が国の大学等との単位互換等が認められており、現在外国の大学、大学院、又は短期大学の課程を有する機関として6つの機関が指定されています。

(5)国際化や国際競争力の向上に取り組む大学に対する文部科学省の支援

文部科学省は、我が国の大学の国際競争力や国際的な通用性を向上させ、国際的に活躍する人材を育成・確保していくために、国際化に取り組む大学への重点的な支援や環境整備を通じて、グローバル化に対応した大学づくりを支援しています。

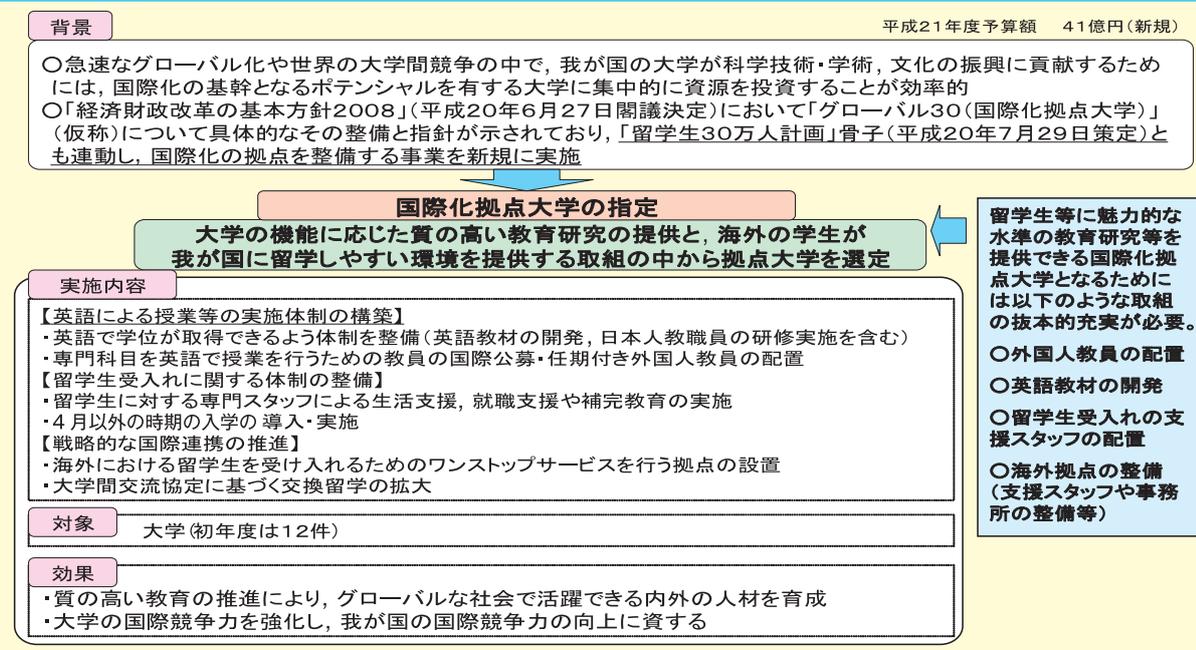
①国際化拠点整備事業(グローバル30) (図表 1-2-4)

「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)においては、教育の大胆な国際化を進めるため、留学生受入れの拠点となる質の高い国公私立大学をコンペ方式で全国・各分野をトータルで30校選定する「グローバル30(国際化拠点大学30)」(仮称)について具体的な指針が示されました。

また、「留学生30万人計画」骨子(平成20年7月29日策定)においても、留学生を引きつける魅力ある大学づくりの観点から、英語のみによって学位取得が可能となるなど大学等のグローバル化と大学等の受入れ体制の整備について支援を重点化して推進する旨が盛り込まれました。

これらを受けて、文部科学省においては、平成21年度予算において、「国際化拠点整備事業(グローバル30)」として41億円を計上しました。本事業では、①英語による授業等の実施体制の構築、②留学生受入れに関する体制の整備、③戦略的な国際連携の推進、の三つを主な柱として、大学の機能に応じた質の高い教育及び海外の学生が我が国に留学しやすい環境を提供する構想のうち、30大学をコンペ方式で選定し、支援を行うこととしており、初年度である21年度には、12校を選定する予定です。

図表 1-2-4 国際化拠点整備事業(グローバル30)



②グローバル COE プログラム

我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、国際的に卓越した研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的とする「グローバル COE プログラム」を平成19年度より実施しています。20年度までに、40大学131拠点を採択しています。

③大学院教育改革支援プログラム

社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を育成するため、国際的水準のコースワーク(学修課題を複数の科目等を通じて体系的に履修すること)の推進などの優れた組織的・体系的な教育取組を支援し、大学院教育の実質化やこれを通じた国際的教育環境の醸成を推進することを目的とする「大学院教育改革支援プログラム」を平成19年度より実施しています。20年度までに83大学192件の取組を採択しています。

3 留学生 30 万人計画

(1) 留学生政策の経緯

留学生政策については、昭和 29 年に国費外国人留学生制度を創設し、これを中心とした施策を推進してきましたが、さらに、昭和 58 年に「留学生受入れ 10 万人計画」を策定し、21 世紀初頭において 10 万人(昭和 58 年当時のフランス並み)の留学生を受入れるため、総合的な留学生政策の実施に取り組んできました。その結果、我が国の大学などで学ぶ外国人留学生の数は、平成 15 年には目標とされた 10 万人を達成し、20 年 5 月 1 日現在では 12 万 3,829 人となっています(図表 1-2-5)。しかしながら、我が国の高等教育機関における全学生のうち、留学生の占める割合は 3.5%にとどまっており、これは先進諸国の留学生数及びその割合(例えば、英国 37 万 6 千人, 25.1%, フランス 26 万 3 千人, 11.8%, 米国 58 万 3 千人, 5.5%)に比べても低い数字となっています。

図表 1-2-5 我が国の外国人留学生の受入の状況



(2) 「留学生 30 万人計画」の策定と推進

グローバル化が進む中、各国間で優秀な人材の獲得競争が行われていますが、留学生についても同様に、多くの国・高等教育機関で積極的に獲得に向けた取組が進められています。我が国にとっても、高等教育機関が国際的に通用する質の高い教育研究を展開し、科学技術振興や人材育成などの面で貢献するとともに、我が国の経済社会の維持・発展と、我が国及び高等教育機関の国際的プレゼンスを高めていくためにも、より多くの優秀な留学生を戦略的に獲得することが求められています。

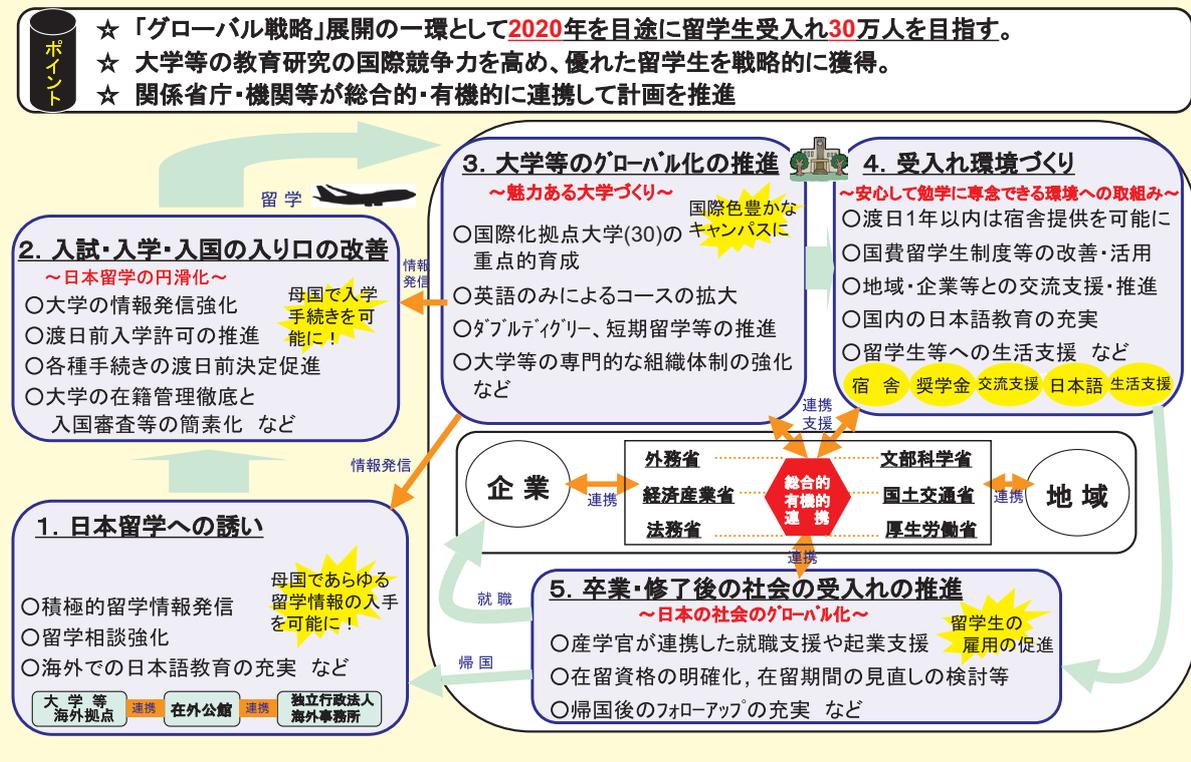
このような中、我が国をより開かれた国とすることを目的とし、平成 20 年 1 月の内閣総理大臣施政方針演説において「留学生 30 万人計画」が打ち出されました。「留学生 30 万人計画」は、国として海外から優秀な留学生を積極的に受け入れる方針を示すことにより、大学等における海外の大学等との連携、教員や学生の国際的な交流などを促進し、その教育研究水準の向上を通じた国際競争力の強化を図るものです。また、同計画は、我が国の大学等を卒業・修了した多くの留学生が企業等において能力を発揮することなどにより、活力ある経済社会の構築にも資するものと考えています。

施政方針演説を踏まえ、中央教育審議会大学分科会留学生特別委員会において、「留学生 30 万人計画」の具体化に向けた検討を行い、必要な方策などについて取りまとめました。さらに、同年 7 月には文部科学省ほか関係省庁(外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)により、「留学生 30 万人計画」骨子を策定しました(図表 1-2-6)。

骨子では、2020 年を目途に 30 万人の留学生受入れを目指すこととし、我が国への留学についての関心を呼び起こす動機づけから、入試・入学・入国の入り口から大学等や社会での受入れ、就職など

卒業・修了後の進路に至るまで、関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して施策を実施し、計画を推進することとしています。

図表 1-2-6 「留学生 30 万人計画」骨子の概要



4 各大学における特徴的な取組事例

現在、各大学においては、それぞれの特徴を生かしつつ国際化に関する様々な取組が進められています。その中で特徴的な事例について、以下に紹介します。

(1) ダブル・ディグリー・プログラム

○慶應義塾大学

慶應義塾大学では、平成17年にフランスのエコール・サントラル・グループ(国立理工科学院連合：エンジニア系のグランゼコール)と包括協定を結び、ダブル・ディグリー・プログラムを実施しています。本制度では、日本の学生は、1, 2年次を慶應義塾大学理工学部で学び、3, 4年次をフランス、帰国後さらに慶應義塾大学で2年間の修士課程を修めることにより、慶應義塾大学から修士(工学または理学)、エコール・サントラルから工学修士相当のエンジニア資格といった日仏双方の学位を取得できます。フランスではフランス語で学習するため、渡仏前にフランス語能力をかん養する科目を受講するよう奨励しています。また、本プログラムでは学生に加え教員も相互派遣することにより、教員の国際感覚の醸成、フランスの教育研究機関との関係強化等を図ることとしています。



ダブル・ディグリー取得第一期生(フランス人3名)

(2) 国際的大学間ネットワーク

○東京大学

東京大学では、東アジア研究型大学協会(AEARU)、環太平洋大学連合(APRU)、国際研究型大学連合(IARU)などの様々な地域的枠組みで構築された国際コンソーシアムに参加しています。これらのうち、IARUでは、学長レベルの会合、国際担当の幹部教職員レベルの会合のほか、学生対象のサマープログラム、研究者によるテーマ別の共同研究・ワークショップなど様々なレベルでの組織的、継続的な交流活動が実施されており、こうした活動に積極的に取り組んでいます。

このほか、東京大学が、北海道大学、慶應義塾大学とともに運営組織の中心となり、平成20年6月29日から7月1日に札幌市において、「グローバル・サステナビリティと大学の役割」をテーマにG8大学サミットが開催され、G8諸国を中心とする世界14カ国、35大学の総長・学長など、約140名が参加しました。

本大学サミットでは、地球の持続可能性(サステナビリティ)を達成するための調査・研究・教育などにおける大学の役割を認識し、また、大学自らのサステナビリティ達成に向けての取組を約束するとともに、G8北海道洞爺湖サミットに参加する世界の首脳に向けて、気候変動問題などについて大学とのパートナーシップを深め、科学的で適正な対応を求める「札幌サステナビリティ宣言」が採択されました。また、第2回G8大学サミットが平成21年にイタリアで開催されることとなりました。

東京大学を始めとした参加大学は今後ともサステナビリティに向けての取組を他の大学に広げる努力をするとともに、政策レベルでの対応の促進を図っていくこととしています。

なお、東京大学は、G8大学サミットを継続的に実施するために、G8大学サミットの運営に助言を与える役割をもつG8大学カウンシルを立ち上げ、その事務局を担っています。



G8大学サミット開催の様子

○ASEAN工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)

ASEAN10ヶ国の主要19大学と日本国内の支援11大学による工学系の域内交流の枠組で、ASEAN諸国において工学を振興することによって持続的発展を図ることを目的としています。ASEAN諸国同士の連携、ASEAN諸国と日本の連携を緊密にし、参加大学の工学分野における研究と教育の質を向上させることを目指しています。主な活動として、①メンバー大学教員の能力強化を行う「留学プログラム」と、②留学プログラムと連携して行われる「共同研究」が実施されています。平成15年3月～平成20年3月(フェーズ1)の活動の実績として、メンバー大学の教員の能力強化(留学プログラムによる学位の取得：修士311名、博士134名)、ASEAN諸国の大学における大学院プログラムの改善、ASEAN及び日本の大学とのネットワーク強化などの成果が上がっています。

(3) 英語による授業のみで学位が取得できる大学

○国際教養大学

秋田県にある国際教養大学では、社会科学、人文科学、自然科学など幅広い分野から知識を習得する教養教育を中核として、授業をすべて英語で提供しています。これらの学習に対応するため、初年次においては英語集中プログラムにより、英語能力を向上させるようにしています。また、1



英語による授業の様子

年間の留学を義務づけており、留学先で修得した単位は、国際教養大学の単位として認められます。帰国後は、留学先で修得した知識を活用した、日本のケースとの比較研究などを履修することとしています。これらを通して、国際的に活躍できる高度な教養を身につけることを主眼としています。

(4) 教職員の英語能力の向上を推進する大学

○九州大学

九州大学では、将来嘱望される若手教員を海外の協定校に派遣し、研修を行うことにより、若手教員の英語による教授能力を醸成し、併せて大学の国際化を推進しています。具体的には、授業をすべて英語により実施している、フィリピンの伝統ある私立大学(アテオネ・デ・マニラ大学)との間で平成17年から事務職員の海外研修プログラム(7週間の英語研修+1週間のインターンシップ)を実施していますが、20年度からはこれまでの研修プログラムでの実績を踏まえつつ、さらに教員の英語での指導能力の向上を図るため、40歳以下の教授や准教授、講師、助教のうち、国際学会や国際シンポジウムにおいて自身の研究成果を英語で3回以上発表を行った者等の中から10名選抜し、4週間にわたり、英語での教授法を実地体験させています。



アテオネ・デ・マニラ大学での研修の様子

(5) 海外拠点を活用した留学生の募集等

○筑波大学

筑波大学では、平成18年に北アフリカのチュニジアに「北アフリカ・地中海連携センター」を開設し、同国との共同研究・学術交流支援を行っています。具体的には、学術に関する拠点活動として、筑波大学の共同研究契約の締結や筑波大学で開講する大学院講義へ、現地教員を非常勤講師としてコーディネートするだけでなく、他大学の教員・研究者が行う学術交流への支援、他大学の教員・研究者が現地で実施する調査への支援、現地語学学校が主催するアラビア語集中コースへ参加する日本人学生への支援、チュニジアの高等教育機関との共同学術セミナーの開催への支援や現地の研究情報の収集などを行っています。また、日本への留学等に関する拠点活動として、国際協力銀行円借款奨学生のマッチング、留学説明会における日本の大学生活の紹介、個別留学や共同研究の相談などを行っており、当地における我が国の大学を代表した活動が行われています。



バイオテクノロジーと一村一品ワークショップ (チュニス)

○早稲田大学

早稲田大学では、海外8箇所(北京、上海、台北、シンガポール、ボン、パリ、ニューヨーク、オレゴン)にオフィスを設置しています。そのうち、北京、上海、台北、シンガポールでは、テレビ会議システムを利用した面接、留学相談、願書受付を実施し、留学希望者・受験者の来日負担を軽減させることに努めています。また、北京オフィスでは、北京大学とのダブル・ディグリー・プ



日本からの派遣学生の相談を受けている様子
(ヨーロッパ・センター (ボン))

プログラムの参加学生向けに来日前学部教育を行い、プログラムの円滑な履修をサポートしています。

その他、留学生リクルーティングにむけた現地教育制度調査、学術交流支援、日本からの派遣学生のケア、早稲田大学への短期プログラム派遣支援、留学フェアなどにおける広報、現地大学や日本語教育機関と連携し、日本文化を紹介するイベントの開催・協賛などを行っています。

5 諸外国における大学の国際化の取組

欧米やアジアの諸外国においては、大学のグローバル化に対応し、各国の実情を踏まえつつ、様々な取組が積極的に行われています。ここでは、EU、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国における特徴のある取組を紹介します。

(1) 欧州

①概況

1999(平成11)年に、大学の質保証の共通システム構築を目指した「ボローニャ宣言」が、欧州29カ国の高等教育担当大臣により署名され、それ以降「ボローニャ・プロセス」として、2010(平成22)年までの「欧州高等教育圏」創設に向けた取組が進んでいます。欧州高等教育圏内では、学生が幅広い分野から質の高い教育課程を選択できるようになるとともに、学位が国境を越えて円滑に評価されることを目指しています。

②具体的な取組

・ 学位制度の見直し

これまで、各国が有していた独自の学位制度を、「学士」「修士」「博士」の三段階に整理するとともに、ECTS(ヨーロッパ単位互換システム)の活用等により、国境を越えた「ジョイント・ディグリー」*³などの取得が促進されています。

・ 質保証

2005(平成17)年に「欧州高等教育圏における質保証基準」が定められ、また、2008(平成20)年には「欧州高等教育質保証登録機関」が設置され、欧州各国の質保証団体のリストアップなどが行われています。

・ 流動性向上

学生・教員の流動性を高めるために、ビザ・在住許可・就労制度の改善や、国境を越えた奨学金や年金管理の充実を図っています。

・ 国際的な大学評価活動への対応

大学を多面的に評価するランキングを作成すべく、パイロットプロジェクトを開始することが公表されています。

(2) アメリカ

①概況

2006(平成18)年に「高等教育改革アクションプラン」が発表され、高等教育へのアクセス向上、学費負担の軽減、アカウントビリティ(学習成果の評価)の改善についての提言が示されました。

*³ ジョイント・ディグリー

複数の大学が、共同で一つの学位プログラムを編成し、修了した学生に連名で学位を授与する取組のこと。

また、2006年には「米国競争力イニシアティブ」として、教育研究全体に今後10年間で1,360億ドルの連邦投資を計画するなど、大学の国際競争力強化の取組が行われています。

②具体的な取組

・ 質保証

「高等教育機会法」を改正し、連邦奨学金事業の更新、学費高騰の抑制策のほか、いわゆる「ディグリー・ミル」に関する定義が定められました。

・ 流動性向上

EUとの間で「EU/US 高等教育協力プログラム」を実施し、職業教育訓練、語学訓練に資する国際水準のカリキュラムの開発や教育実施、学生交流が促進されています。

・ 留学の推進

近年、ハーバード大学が留学を卒業の要件とすることを検討するなど、学生の送り出しに力を入れる大学が増えているほか、奨学金の充実などにより優秀な学生の確保を図っています。

(3) イギリス

①概況

1999(平成11)年ブレア首相(当時)の主導により「教育の国際化戦略」が開始され、留学機会の提供や諸外国との戦略的連携・協力の構築などが行われ、成果を上げました。これを受け、2006(平成18)年より新たに「教育の国際化戦略2」が実施されています。

また、「包括的支出見直し」(2007 - 2010年度)により、科学技術予算は54億ポンドから63億ポンド、高等教育・技能予算は142億ポンドから164億ポンドに拡大しています。

②具体的な取組

・ 学位制度の見直し

イギリスでは、高等教育機関が授与する様々な学位・資格の水準を明確にするために「高等教育資格枠組み」(FHEQ)が設けられていますが、ボローニャ・プロセスの「欧州高等教育圏のための資格枠組み」(FQEHEA)との連動も考慮した学位制度の見直しが2008年に行われました。

・ 留学生政策

2011(平成23)年までに7万人の受入留学生増加と3万人の継続教育への外国人参加者の獲得、イギリスに1万人以上の留学生を送る国の数の倍増などが目標となっています。

(4) フランス

①概況

サルコジ政権の公約を踏まえ、「世界トップ20大学のうち2大学、トップ100大学のうち10大学を目指す」など、高等教育・研究・イノベーション分野における2012年までの目標が設定されています。

また、「研究計画法」(2004-2010)により、公的機関の国際競争力強化のため、6年間で年間の支出を26%増額することで、2010(平成22)年には研究支出を240億ユーロに引き上げる予定となっています。

②具体的な取組

・ 契約政策における国際化の推進

大学予算の一部について、4年毎に締結される国と大学との契約の際に、国から示す方針に「国際化」の項目を盛り込み、各大学の国際化を促進しています。

- ・ 留学生政策

1998(平成10)年に設置されたフランス政府留学局(「エデュ・フランス」(2007(平成19)年に「キャンパス・フランス」に改組))により、留学生の受入を推進しています。現在世界74カ国、103箇所に事務所を設置し、フランス留学に関する情報提供などが行われています。

(5) ドイツ

①概況

「独学術交流会アクションプログラム」により、2012(平成24)年までに留学生受入30万人、海外留学派遣10万人の達成が目標となっています。また、大学生の50%以上を一学期以上海外に派遣すること、ドイツの大学の海外校・連携校などを2011(平成23)年までに50校開設することなどが掲げられています。

2005(平成17)年には「高等教育のためのエクセレンス構想」が発表され、国際競争力強化のため、研究大学・拠点に対し総額19億ユーロを連邦と州が共同で支援することが決まっています。

②具体的な取組

- ・ 流動性向上

ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー支援プログラムの充実、英語で学位が取得できるコースの設置が促進されています。

- ・ 留学生政策

独学術交流会留学生奨学金の充実、留学生向けの大学入学資格テストの普及促進、留学生への対応について優れた取組を行っている。大学事務の顕彰、留学生のキャリア形成活動の促進などが行われています。

(6) 中国

①概況

「2003-2007年教育振興行動計画」における6つの重点措置の一つとして、「教育の対外開放の一層の促進」が掲げられ、教育の国際協力・交流の推進、ハイレベルの学生・研究者の交流促進について支援が行われています。

また、「国家教育事業第11次5カ年計画要綱」(2006-2010年)では、高等教育機関の総在学者数を3,000万人、在学率25%を目指すため、2010(平成22)年までに公財政支出教育費対GDP比を4%に引き上げることが掲げられています。

②具体的な取組

- ・ 海外教育資源の導入

外国の優れた教育資源を積極的に導入するため、中国教育機関と外国教育機関との共同による学校・課程設置に関する条例が制定されました(「中外共同学校設置条例」)。

- ・ 留学生政策

2007(平成19)年より5年間で、毎年新たに5,000人の大学院生を海外の大学や研究機関に派遣するプロジェクトが開始されました。一方、留学帰国生の起業サポートや留学経験者の短期帰国を支援するなど、海外で活躍する自国の優秀な人材の呼び戻し(「海亀政策」)により、留学帰国者数の増加が図られています。

受入留学生は19万人を超え、「中国政府奨学金」の受給者数を今後増やすことで能力の優れた留学生を獲得することを目指すとともに、中国を外国人学生にとって魅力ある留学先とすることに取り組んでいます。

(7) 韓国

①概況

国際的な学生交流において、大幅な出超であることから、頭脳流出の防止と将来の労働力不足対策としても海外からの高度人材獲得が重要な政策課題となっています。そのため、韓国の大学の国際化および国際競争力の強化が急務となっています。

李明博政権は、2008(平成20)年3月に発表した「教育再生，科学技術強国の建国－2008年主要国政課題の実行計画－」で、「研究成果に重点を置いた世界水準の研究拠点大学の育成」や「世界水準の科学技術人材の養成及び招へい」など、国内の高等教育機関を世界トップレベルへ引き上げるための強化計画を明らかにしました。

②具体的な取組

・研究拠点大学育成

2008(平成20)年から、海外の著名な研究者を教員として招へいすることにより、国内大学の研究・教育力を世界水準に向上させることを目的とした「世界水準の研究拠点大学育成事業」を開始し、5年間で8,250億ウォンを支援することとしています。

・留学生政策

2004(平成16)年「スタディ・コリア・プロジェクト」が発表され、2010(平成22)年までに韓国で学ぶ留学生数を5万人に増やすという目標が掲げられました。その後、受入留学生数が急速に増加したことから、2008(平成20)年に、目標を2012(平成24)年までに10万人にするという新たな目標が発表されました。

第2節 地域の発展と大学

1 地域の発展における大学の役割

近年、経済・社会が高度化・グローバル化する中、地域の発展を図る上で、「知の拠点」としての大学による地域貢献に大きな期待が寄せられています。

平成18年12月の教育基本法の改正及びこれを踏まえた19年6月の学校教育法の改正においては、大学が果たすべき役割として、従来の学術研究、人材育成に加え、教育研究の成果を広く社会へ提供することが新たに位置付けられており、これらを通じて社会の発展へ寄与することがますます重要になってきています。

ここでは、まず、地域の発展の中で大学が果たす役割・機能について紹介します。

(1) 大学教育の機会提供

大学・短期大学への進学率が55%(平成20年度)に上り、我が国の大学教育はユニバーサル段階に移行しています。20年5月1日現在、学部学生数は約252万人(20年度学校基本調査)にのぼっており、その約77%(約195万人)は私立大学に在籍しています。

設置者別に学部学生の地域別の割合を見ると、国立大学の学生の約63%、公立大学の学生の約55%、私立大学の学生の約22%が三大都市圏以外の大学に在籍しており、国公立大学においては、三大都市圏以外の大学に多くの学生が在籍していることがわかります。

一方、同様に学部学生の在学者数を見ると、国立大学の学生は約29万人、公立大学の学生は約6万人、私立大学の学生は約43万人が三大都市圏以外の大学に在籍しており、私立大学については、三大都市圏以外の大学においても、最も多くの学生が在籍していることがわかります(図表1-2-7)。